

第9次県南東部圏域地域保健医療計画（素案）概略

I 国から提示された医療計画のポイント

- 新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の整備
- 【がん】がん医療の均てん化、拠点病院等の役割分担と連携による地域の実情に応じた集約化を推進
- 【脳卒中】適切な病院前救護等による急性期診療体制の構築、回復期や維持期・生活期の医療体制の強化
- 【心血管疾患】回復期・慢性期の診療体制強化、急性期から一貫した診療体制の整備
- 【糖尿病】発症予防、治療、重症化予防それぞれのステージに重点を置いて取り組むための体制構築
- 【精神疾患】医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制整備を一層推進
- 【救急】増加する高齢者や、配慮を要する救急患者受入のため、地域における救急医療機関の役割を明確化
- 【災害】災害拠点病院等における豪雨災害の被害を軽減するため、地域における浸水対策を推進
- 【へき地】医師の確保に配慮するとともに、オンライン診療を含む遠隔医療を活用
- 【周産期・小児】ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児への支援にかかる体制整備を推進
- 【在宅医療】「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定するとともに、各職種の機能・役割についても明確化。

II 当圏域における地域課題

地域課題	施策の方向
各地域における <u>地域完結型医療</u> の提供がさらに実施される必要があります	紹介受診重点医療機関の枠組み等を活用して、診療所・病院における <u>外来機能の分化</u> と、 <u>地域（市町）内での入院受療率の向上</u> を図ります

※地域＝市町を想定

III 新設項目の記載内容（案）

(1) 外来医療に係る医療提供体制の確保

- ① 外来医療の機能分化・連携 <紹介受診重点医療機関>
- ② 医療機器の共同利用の推進

○ 国の示したポイント

- ・外来機能報告を活用し、紹介受診重点医療機関となる医療機関を明確化
- ・地域の外来医療の提供状況についても把握し、外来医療提供体制のあり方について検討

(2) 新興感染症等拡大時における医療

※医療提供体制については県の計画で記載するため、

地域保健医療計画では、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の備え（平時からの感染対策研修や健康危機管理等）について記載する予定

- ① 感染対策に関する研修会・訓練
- ② 平時から関係者間で顔の見える関係の維持・構築
- ③ 地区医師会と相談し、各医療機関や薬局、訪問看護ステーション等について、有事の役割分担や連携体制を整備
- (④ 発熱外来設置に係る地区医師会との平時からの相談？)

○ 国の示したポイント

- ・新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応での最大規模の体制を目指す
- ・平時に医療機関の機能及び役割に応じた協定締結等を実施
- ・地域における役割分担を踏まえた新興感染症及び通常医療の提供体制の確保を図る

IV 主な変更点

3 医療提供体制の構築

(3) 5疾病6事業及び在宅医療の医療連携体制

※1事業（新興感染症等拡大時における医療）が追加された（Ⅲ（2）参照）

⑤ 精神疾患

- 国の認知症施策推進大綱を踏まえた取組の推進など、さらなる認知症対策の推進

4 保健医療対策の推進

(2) 母子保健

- 「気になる母子支援連絡票」の活用について
- 圏域の全市町に「子育て世代包括支援センター」が設置されたこと
- 子ども家庭センターの設置に向けた支援（2024年4月以降）

(5) 結核・感染症対策

- 梅毒患者の急増と、性感染症に関する普及啓発活動の必要性について

(7) 健康危機管理

- 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた健康危機管理体制について

(12) 食品安全対策

- 食品営業施設に対し、HACCPに沿った衛生管理の徹底を図る